

●地域自立支援協議会の役割

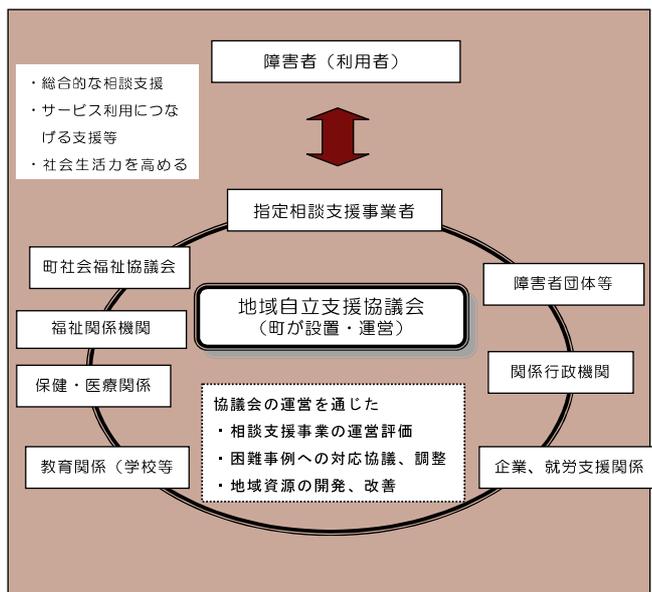
障害をもつ人が福祉サービスを受けて自立した日常の生活を営むためには、福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制が必要です。障害者自立支援法には、町が行う地域生活支援事業の必須事業の一つとして相談支援事業を掲げています。

地域自立支援協議会は、この相談支援事業をはじめとして、地域の障害福祉のシステムづくりに関して協議を行うもので、町では、障害福祉に関して総合的に協議する機関と位置づけています。

地域自立支援協議会は具体的には、次の事項について協議を行います。

- ①障害者基本計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- ②障害福祉施策の具体化方策に関すること。
- ③相談支援体制の評価に関すること。
- ④困難事例への対応のあり方、調整に関すること。
- ⑤総合的な自立支援ネットワーク構築に関すること。
- ⑥障害者の就労支援に関すること。
- ⑦その他町長が必要と認めること。

●総合的な自立支援ネットワーク



●地域自立支援協議会委員の構成

地域自立支援協議会は、公募委員、議会議員、民生委員、町社会福祉協議会、保健・医療関係者、相談支援関係者、教育関係者、障害福祉団体関係者、障害福祉事業者、福祉関係の学識経験者など、障害福祉に関係した様々な分野から選出された20人の委員で構成されています。

●今後の開催について

地域自立支援協議会は下記の日程で今後2回開催します。（開催場所：老人福祉センター）

- ・平成20年1月11日（金） 午後2時～
- ・平成20年3月26日（水） 午後2時～

●地域自立支援協議会の傍聴について

地域自立支援協議会は原則公開としています。会議の傍聴を希望される人は、会議開始5分前までに受付を済ませて着席してください。事前の予約は必要ありません。

なお、会議室のスペースの制約から、傍聴できる人数は10人までとさせていただきます（受付は先着順）。

傍聴席での私語、撮影、録音は禁止となります。

●議事録の公開について

地域自立支援協議会における資料、議事録は町のホームページで公開しています。

ご意見、ご感想がありましたら健康福祉課までお寄せください。次回の地域自立支援協議会で報告させていただきます。

▼問い合わせ先＝

健康福祉課 社会福祉係

☎56 9 1 2 8 FAX 56 7 4 9 3

Eメール＝

kenkou01@town.kaminokawa.tochigi.jp

聴覚障害者講演会開催

「災害と情報バリアフリー」

～主に避難場所の役割と課題～

上三川町聴覚障害者協会で、災害に関する講演会を開催します。

もし、地震、水害、火災が起きたらあなたは、どのように行動しますか？

地域の防災について皆さんと共に学習しましょう。

▼日時＝12月16日（日） 午後1時～

▼場所＝上三川町農村環境改善センター

▼講師＝中園秀喜氏

▼会費＝500円（当日受付にて徴収します）

▼申込先＝小島邦彦 宅 FAX 56 1 8 6 8